

農地法3条許可申請に必要な添付書類

No.	必 要 な 添 付 書 類	交 付 先
1	申請地の土地全部事項証明書（旧称：土地登記簿謄本）	法務局
2	住民票の写し（本籍地記載のもの、写しの場合は原本証明付、日本国籍を証明する場合）、または戸籍抄本（写しの場合は原本証明付、日本国籍を証明する場合）*提示による確認も可とする 在留カードまたは在留資格認定証明書（写しの場合は原本証明付、外国籍を証明する場合）*提示による確認も可とする	市民課 法務省
3	譲渡人が登記上の所有者と異なるとき、または所有権以外の権原に基づいて申請するとき、その者が権利を有することを証する書類（遺産分割協議書と印鑑登録証明書の原本確認など）	
4	申請者が法人の場合は、 1. 法人の履歴事項全部証明書 2. 定款または寄付行為の写し 3. 組合員名簿または株主名簿の写し	法務局（履歴事項全部証明書）
5	住宅地図等の地図および現況写真 ・両方に申請地の位置を表示すること	
6	公図（字限図） ※登記官の押印証明があるもの ・申請地付近の地番、現況地目、所有者を明示すること ・道路は赤、水路は青で表示すること	法務局
7	市外に耕作農地がある場合は、当該農地の所在する市町の農業委員会の発行する耕作証明	市町農業委員会
8	申請地が小作地の場合は、申請前6カ月以内の小作人の同意書	
9	賃貸借または使用貸借等を設定する場合は、当該貸借等の契約書の写し	
10	競売、公売、遺贈、判決、民事調停等による場合は、その旨を証する書類	
11	農業者年金の経営移譲年金受給のための申請のときは、次の書類（後継者移譲の場合のみ） 1. 誓約書 2. 耕作等従事証明書 3. 仮登記が設定してある農地については、仮登記農地耕作誓約、同意、証明書	
12	譲渡人の現住所が全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合は、その変遷がわかる書類（戸籍の附票など）	
13	取得しようとする農地の利用計画・事業計画書 ※新規就農や規模拡大の場合など、必要に応じて提出を求める場合があります。	

※土地改良区域に含まれている場合は、あらかじめ土地改良区に土地の異動届出書を提出しておいてください

※仮登記が付されている場合は、権利者（譲受人としての権利を持つ人）の権利移転同意書が必要（その際、仮登記住所が異なればNo.11同様、同一人確認のため戸籍の附票等も必要）